

## (例)

### 「企業版ふるさと納税マッチング支援等事業」の取組に関する覚書

【札幌市】（以下「甲」という。）と【事業者名】（以下「乙」という。）は、「企業版ふるさと納税マッチング支援等事業」の取組を実施するため、次の通り覚書を締結する。

#### （目的）

第1条 乙は甲に対し本覚書に定める条件に従い、企業版ふるさと納税に関する、企業版ふるさと納税マッチング支援等事業（以下「本事業」という。）の取組を実施することにより、地方創生の推進を図ることを目的とする。

#### （本事業の内容）

第2条 乙が甲に対して、前条の目的を達成するために、提供する取組の内容は以下の通りとする。ただし、甲及び乙は、本業務は甲による企業版ふるさと納税のマッチングを支援する業務であり、乙が、本業務を提供することにより、寄附金の増加に関する成果を請け負うものではないことを相互に確認する。

- (1) 寄付見込企業に対する甲の企業版ふるさと納税募集事業の紹介
- (2) 寄付見込企業の新規開拓
- (3) 甲が継続して寄付獲得に結び付く仕掛け・アイデアの提案やその他支援等  
上記以外の取組については、別途協議により定める。

#### （本事業の報告）

第3条 乙は、本事業の進捗について、定期的に甲へ報告を行うこと。なお、報告内容及び報告頻度等は、別途協議により定めるものとする。

#### （経費負担・支払条件等）

第4条 本事業の実施にあたり生じる経費の負担割合や支払条件等は別紙で定める。また、本覚書に関する連携の実施にあたり、二者間で詳細な取り決めなどが必要となる場合は、別途協議するものとする。

#### （有効期間）

第5条 本覚書の有効期間は締結日から効力を有するものとし、本事業の実施期間が満了するまでとする。なお、実施期間満了後の更新については別途協議するものとする。

#### （寄付受入の意義）

第6条 甲は、乙から寄付企業の紹介を受けた場合においても、寄付受入を義務付けられるものではなく、甲は、その判断と責任において、寄付の受入可否を決めることができる。

#### （秘密保持等）

第7条 本覚書に基づく取組にて知り得た相手方の秘密については、本覚書期間の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。

#### （免責条項及び損害賠償責任）

第8条 乙は、本業務の遂行により、寄附金の増加その他の成果を保証するものではない。

- (1) 乙が甲に対して本契約、覚書及び本業務に関連して負担する損害賠償責任の範囲は、その原因如何に関わらず、甲が直接かつ現実に被った通常の損害に限るものとし、当該損害賠償の総額は、本報酬の合計額を上限とする。

- (2) 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、その他自己の合理的な支配の範囲を超える事由による本契約若しくは覚書の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については責任を負わないものとする。
- (3) 前項の不可抗力事由が発生した時は、当該不可抗力事由により履行遅滞又は履行不能に陥るおそれのある当事者は、ただちに相手方に対してその旨を伝え、予想される継続期間を通知しなければならない。
- (4) 不可抗力事由が90日以上継続した場合は、甲及び乙は、相手方に対する書面による通知にて本契約を解除することができる。

(その他)

第9条 本覚書の運用等に疑義が生じた場合は、二者において協議し、決定するものとする。

この覚書締結の証として、本書2通を作成し甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年●月●日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
市長 秋元 克広 印

乙  
印

## 別紙 経費負担・支払条件等

| 項目                       | 内容   |
|--------------------------|--|
| 事業名                      | 「企業版ふるさと納税マッチング支援事業等事業」  |
| 実施期間                     | 覚書締結日から令和9年3月31日（水）  |
| 経費の支払条件<br>及び<br>札幌市負担割合 | <p>【支払条件】</p> <p>■甲が乙より、直接、寄付見込企業の紹介を受け、寄付受領に至った場合。ただし、寄付は金銭に限るものとする。</p> <p>※付随した提案がある場合は、特約事項にて調整</p> <p>【札幌市負担割合】</p> <p>■寄付受領の実績に応じて、要した経費を以下の計算式によって支払う。</p> <p>寄付受領額×札幌市負担割合○%に消費税及び地方消費税を加算した額<br/>(1円未満の単位は切り捨て)</p> |
| 成果目標<br>(活動指標)の設定        |  |
| 支払時期                     | 寄付入金月の翌々月末までに支払うものとする。<br>ただし、上記により難しい場合は支払時期について、甲乙協議の上、決定する。   |
| 支払方法                     | 下記の通り乙が指定する銀行口座に振込みとする。この場合、振込手数料は甲が負担する。  |
| 特約事項                     | 【提案事項】   |